

泉州の瓦づくり

◆泉州の瓦づくりの始まり◆

泉州地域は江戸時代以降、阪南市の西隣泉南郡 岬 町谷川を中心に、瓦の生産地として知られてきました。良質な粘土が採れ、高品質の瓦が生産されていたのです。宝暦2(1752)年には紀州藩から江戸へ送る御用瓦の注文を波有手村(阪南市鳥取)の瓦師惣九郎が請け負っています。それから少しあとの天明3(1783)年には、当時、田沼家^{てんぬい}の天明殿頭意次の所領であった新村・波有手村(阪南市鳥取)に、田沼家の京橋役所の長屋建築に使う御用瓦の注文がありました。

また、阪南市では、江戸時代より遥か昔の奈良時代(約1300~1220年前)にも瓦が焼かれていました。下の写真の道弘寺遺跡(左)と軒平瓦(右)は、阪南市内で出土した最も古い瓦で、これらが焼かれた瓦窯跡が道弘寺遺跡で見つかっています。窯の構造は、平窯と呼ばれるタイプのもので、長さ3.60m、幅2.34mあります。



道弘寺遺跡(阪南市鳥取)で見つかった瓦窯跡



八弁蓮華文軒丸瓦



唐草文軒平瓦

瓦窯周辺には道弘寺という字名が残っており、『泉州志』という書物にその記述があります。

その説明は「道弘寺ノ旧迹、波有手村ニ在リ」と始まり、説明文を要約すると「道弘寺の旧跡は波有手村(阪南市鳥取)にあり、今は弁才天の社が建つ。その地を蓬萊山と呼び、その南に小さな社があり、どのような神かは知らないけれども、この2つの社は道弘寺の旧跡にある。観音堂と二階堂は村中に移している。聖徳太子の伝記では、和泉国日根郡道弘寺は聖徳太子の願いにより建てられた寺であると、その地の古老は言い伝えている」というものです。

また、『西鳥取村誌』には、道弘寺は紀州(和歌山県)根来寺の末寺で、織田信長が根来寺を焼き打ちしたとき、この道弘寺も焼き払った、とあります。道弘寺は七堂伽藍の建ち並びの壮大な寺院であったようです。

現在、西鳥取の海岸沿いに、弁財天の社が建てられていて、奈良時代の瓦窯跡はその社の近くで見つかっておりました。道弘寺を葺いていた瓦を焼いていたのではないかと考えられています。

コラム

石橋直之と『泉州志』

『泉州志』は、元禄13(1700)年に刊行された泉州全域の地理をテーマにした最初の本で、「志」には、書きしるす、という意味があります。写真こそ載ってはいませんが、泉州について書かれた「ガイドブック」と言えるでしょう。泉州の村々や社寺、名所旧跡について多くの文献を引用し、また実際にその地を訪れて、調べ上げています。全6巻の内、阪南市は最後の第6巻で取り上げられていて、道弘寺跡をはじめ、尾崎村、波太神社、西本願寺尾崎別院、平野寺、箱作村など22項目について解説されています。著者は石橋新右衛門直之という人物で、この直之の出身地こそが、ほかならぬ今の阪南市なのです。

直之は明暦2(1656)年に下出村(阪南市下出)で生まれ、伊藤に流の私塾である京都の堀川塾に学び、漢詩・和歌・連歌・俳諧など幅広い教養を身につけました。『泉州志』は、一流の教養を身につけた直之の集大成であるといえるでしょう。直之は正徳2(1712)年、57歳で亡くなり、菩提寺の大願寺(阪南市下出)にお墓が建てられています。

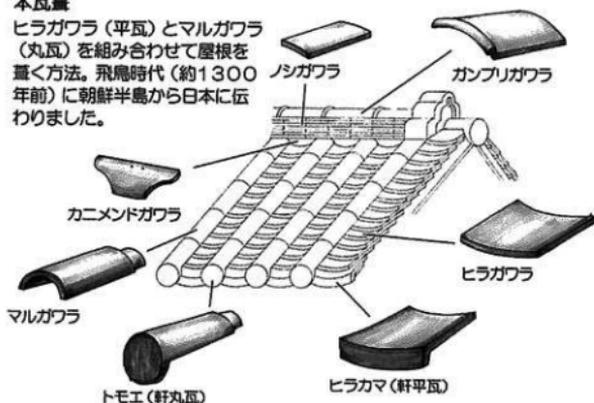


『泉州志 六』

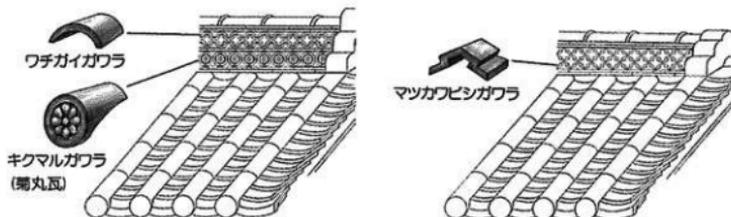
◆屋根瓦の種類◆

本瓦葺

ヒラガワラ（平瓦）とマルガワラ（丸瓦）を組み合わせて屋根を葺く方法。飛鳥時代（約1300年前）に朝鮮半島から日本に伝わりました。

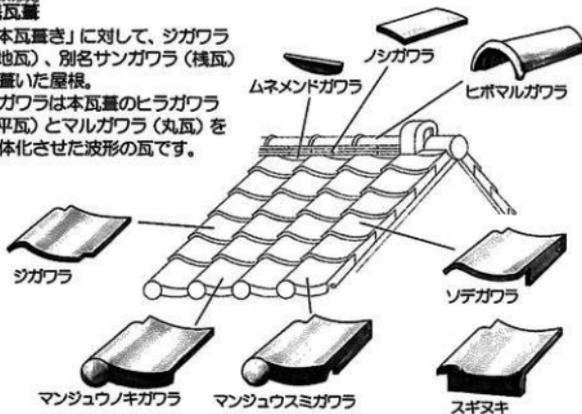


本瓦葺の棟に使う瓦



棧瓦葺

「本瓦葺き」に対して、シガワラ（地瓦）、別名サンガワラ（棧瓦）を葺いた屋根。シガワラは本瓦葺きのヒラガワラ（平瓦）とマルガワラ（丸瓦）を一体化させた波形の瓦です。



1 坪に 64 枚葺くロクシ、72 枚葺くシチニなどで瓦の大きさが変わります。

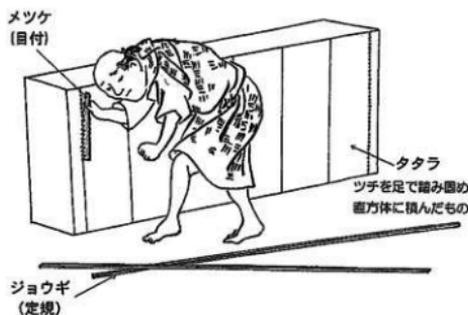
◆瓦の製作方法◆

彩色した用具は阪南市指定文化財
となっているものです

土をつくる

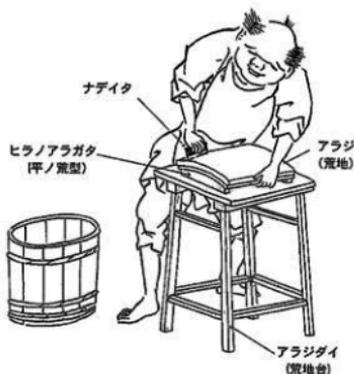


ミツマタで土を細かく砕き、ピッチウクワで混ぜ、水を加えながら粘りが出るように足で踏んで練ります。



タタラにメツケやジョウギを使って印を付けた後コビキを使って切り、瓦の厚さの粘土板をつくります。それをアラジといいます。

平瓦をつくる 1



アラジダイの上で、アラジをヒラノアラガタにのせ、タタキでたたき締めた後ナデイタで凸面をなで、ヒラガワラの形にします。



アラジをヒラノキリガタにのせ、はみ出た部分をオオガマやユミで切ります。その後凸面をオオガマの背やナデイタを使って整えます。この作業を終えたものをヒラガワラのシタジといいます。

平瓦をつくる 2



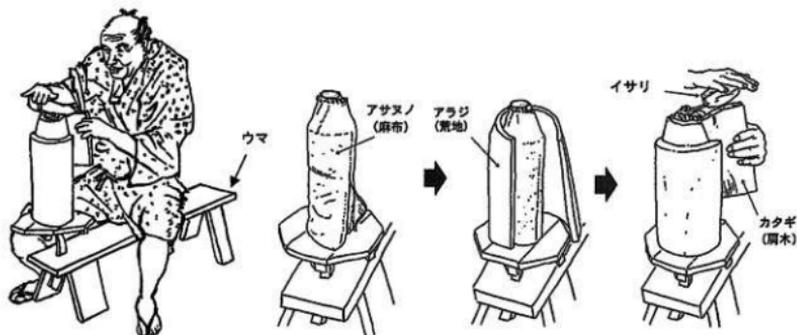
適度あてどに乾燥させたシタジをヒラノタメダイにのせ、オオベラでみがきます。瓦の部位によって、コテ、ヘラを使います。みがくことで表面に光沢が出て、水が染み込みにくくなります。これらの作業を終え、さらに乾燥させたものをシラジといひます。

ヒラカマ(軒平瓦)をつくる



軒先のきさき模様もようの部分は、ヒラガワラのシタジに稜状りやうじょうにした粘土ねいどを貼り付け、ヒラノケンガタを押し当て、はみ出た部分を切り取ります。接合部分は、ナデイタやミスベラで表面を整えます。

丸瓦をつくる



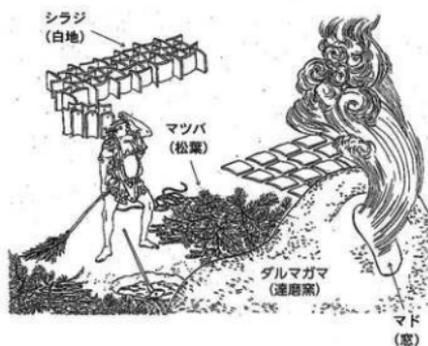
麻布あさめをかぶせたウマにアラジを巻き付け、回転させながらまわして円筒形えんとうけいにします。ウマから抜き、縦ふたつに切り、表面をなでます。この作業を終えたものをマルガワラのシラジといひます。

トモエガワラ(軒丸瓦)をつくる



軒先模様の部分は、トモエノカタに粘土を押し込んでつくります。マルガワラのシタジとの接合部分は、カキヤブリで備をつけて接合し、ミズベラやナデイタで整えます。

焼く



シラジをダルマガマで焼きます。燃料には薪を使い、炎や煙の様子を見ながら3日間かけて行います。火を止める寸前にマツバをくべて窓をふさぎ燻すと、表面に炭素の被膜が吸着し、さらに水が染み込みにくくなります。

参考：『江戸名所図会』 瓦職人 とてまお 土手政男氏(阪南市貝掛)聞き取り



ダルマガマ(南芳太郎窯-1993年)

写真提供：やまもとくにお 山元六合夫氏(阪南市島取)

◆土手家瓦製造用具◆

土手家とては、初代だいにしやうが大正4(1915)年に瓦職人かわらしやくにんとなり、後に貝掛かいかけで製造所を開設し、親子二代にわたり昭和63(1988)年まで瓦製造を行ってきました。土手家瓦製造用具は、あらゆる工程を手作業で行っていた時代から、後に一部が機械化されるまで使用していたもので、粘土板をのせる台をはじめ、成形時に使用する多種多様な用具214点は、平成27年3月20日に阪南市指定有形民俗文化財に指定されました。これらの用具から、つくられた瓦の種類や大きさがわかり、使用にともなう消耗しょうもうや補修ほしゆの跡あとまでも確認することができます。中でも地瓦じがわら(棧瓦)においては、製造に関する用具一式がそろっています。

土をつくる



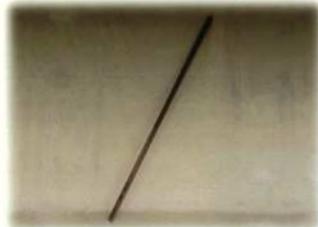
ミツマタ
粘土を砕く



ビッチウグワ
土を練り合わせる



メツケ
タタラに印を付ける



ジョウギ
タタラから粘土板を切る時の線をつける

アラジをつくる



アラジダイ
アラガタを置きタタキでたたくなどの作業をする台



ヒラノアラガタ
アラジを平瓦の形にととのえる



ロクシノアラガタ
アラジをジガワラの形にととのえる



シチニノアラガタ
アラジをジガワラの形にととのえる



タタキ
アラジをたたいて形をととのえる



ナデイタ
アラジの表面をなでてととのえる



イシギ
キリガタを置いて回転させる台



ヒラノキリガタ
アラジを規定のサイズ（厚さ）に切るときの型



ロクシノキリガタ
アラジを規定のサイズに切るときの型



ガンブリノキリガタ
アラジを規定のサイズに切るときの型



カニメンドノキリガタ
アラジを規定のサイズに切るとき型の



ウマの一部
アラジを円筒形に成形する型



ユミ
アラジを成形する時にはみ出た部分を切る



オオガマ
キリガタにそってアラジを切る

シタジをつくる



メントリガマ
キリガタで切ったシタジの面を取る



ヒラノタメダイ
平瓦を磨く台



ロクシノタメダイ
シガワラのシタジを磨く台



トモエノミガキ
丸瓦のシタジを磨く台



メイトノミガキ
メイトガワラのシタジの裏面を磨く台



オオベラ
シタジの広い部分を磨く



メントリ
シタジの面取りした部分を磨く

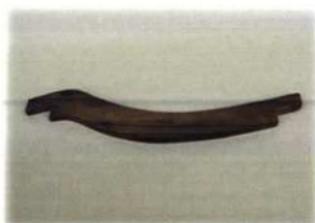


ヘラ
きょくめん
曲面を磨く

軒かざりなどをつくる



ヒラノケンガタ
のせいらのけん
軒平瓦のケン(瓦当)の型



シガワラノケンノカタ
シガワラのケン(瓦当)の型



スギヌキノケン
スギヌキのケン(瓦当)の型



マンジュウノカタ
文様のない軒丸瓦の瓦当の型



トモエノカタ
軒丸瓦の瓦当の型



トモエノカタ
軒丸瓦の瓦当の型。石膏製



ノシノヒボカタ
のしずめ斗
瓦の瓦当の型



マツカワビシノカタ
マツカワビシの型



カキヤブリ
粘土と粘土を接合しやすくするためにキズを付ける



ミスベラ
瓦当と胴の接合面をならす



クシ
屋根をふく時に土と接着しやすくようにシタジの裏面に筋を付ける



アナアケ
シタジに銅線銅線を通す孔をあける

◆瓦製品◆

瓦質墓標

瓦づくりが盛んに行われていた阪南市らしい瓦製品をご紹介します。それは瓦質の墓標です。一般に「墓石」と呼ばれるように墓標は石でつくられることが多いのですが、阪南市には江戸時代の瓦質墓標2基が現存しています。

下の写真の左側の墓標は宝暦5(1755)年のもので、現存する泉南地方の瓦質墓標では最も古いものです。日をおかずして亡くなった男児と女児の法名が見られるので、流行病で亡くなったのかもしれない。そして子どもたちのお父さん、あるいはおじいさんは瓦職人だったのではないだろうか。

右側の墓標は弘化2(1845)年のもので、こちらの被葬者は瓦製造を生業としていたことが史料により確認されています。瓦質墓標は、泉州地方を除くと三重県津市や愛知県知多半島、大分県大分市の一部に現存しています。阪南市に残る2基は、いずれも平成19年3月13日に阪南市指定有形民俗文化財に指定されました。石の墓標に比べると瓦質の墓標は壊れやすいため、あまり多くは残らなかったと考えられます。

阪南市内にはその他にも祠、花立て、香炉など瓦質でつくられた物が見られます。



宝暦5(1755)年銘



弘化2(1845)年銘

阪南市域の瓦づくりは、明治・大正時代に最盛期をむかえ、大正時代末期には33戸の製造業者が確認されていますが、排煙などの環境問題や材料である粘土の不足、他地域での機械化による大量生産などの影響を受け、衰退の一途をたどります。阪南市内において最後まで瓦製造を続けていた土手家が操業を止めた昭和63(1988)年、江戸時代から連続と受け継がれてきた伝統産業である瓦製造は、静かにその幕を閉じたのです。

泉州の砂糖づくり

◆砂糖づくりの始まり◆

サトウキビというと皆さんは沖縄県の広大なサトウキビ畑を思い浮かべるのではないのでしょうか。

そのサトウキビを原料として、現在も香川県や徳島県などでは、伝統的技法を守り「和三盆」という名の砂糖がつくり続けられています。サトウキビは甘藷とも呼ばれており、かつては泉州一帯でも栽培され、砂糖づくりは盛んに行われていました。

泉州地域で最初に甘藷の栽培を行ったのは波有手村(阪南市鳥取)の古家勘七郎で、安永3(1774)年に紀州(和歌山県)から苗を取り寄せ、植え付けました。この甘藷栽培と同時に製糖も始まったわけではなく、それから約20年後の寛政4(1792)年に、鳥取中村(阪南市鳥取中)と黒田村(阪南市黒田)で始められたと明治20(1887)年代に出された『農事調査 大阪府之部』に書かれています。江戸時代の終わり頃から明治時代初めにかけて、砂糖は泉州地域の特産品へと成長していくのですが、阪南市は泉州における砂糖づくりのパイオニアだったようです。

甘藷の栽培

甘藷は前の年に刈り取った株を土の中に埋め、これを種として2月下旬に掘り出し、皮を取り、節をそろえて切り、再び25日間ほど土砂で覆い、3月下旬頃に掘り出し植え付けます。1反(約300坪)に、およそ3000本くらい植え付けたようです。肥料としては、干鰯や鯨粕、糞尿汁などが使われ、これらの肥料を多く与えないと良い甘藷はつくれなかったと言います。また、連作はできませんでした。刈り取りは12月の冬至頃が最適とされ、11月上旬頃から取りかかりました。刈り取った甘藷の皮をはくのは、手の荒れる重労働であったようです。このように連作をきらい、肥料を多く使わなければならない作物である甘藷でしたが、江戸時代後期になると、盛んに植え付けられるようになりました。



サトウキビ畑(沖縄県西表島)



サトウキビ(沖縄県西表島)

写真提供: 内貴章世氏(琉球大学)

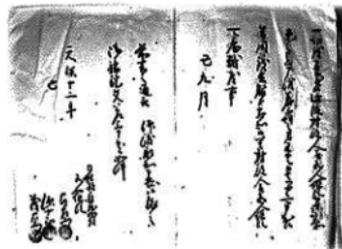
江戸時代後期の甘蔗栽培に関する御触書

江戸時代後期になると、製糖業は農家の副業として盛んに行われるようになりました。幕府は、甘蔗づくりに関するいくつかの御触書を出しています。

天保12(1841)年には、「本田畑へ甘蔗をつくることは禁止するむねの御触れを以前より出しているにもかかわらず、ともすれば甘蔗をつくる者がいて不届きである。このたび江戸表よりのご命令もあり、これ以降、本田畑へ甘蔗をつくることは決してしてはならない。これらの件について、村役人と五人組頭は話し合い、すべての農民に言い渡すように。万一言いつけを守らない者があれば、すぐさま申し出ること。いい加減に取り扱い、他から知れるようなことがあれば、村役人と五人組頭を処罰する」という実に厳しい内容の御触れが出されています。また、これに対し「確かに承知いたしましたので証文を差し上げます」という内容の「御請書」(南家文書)が自然田村(阪南市自然田)の五人組頭と庄屋から岸和田役所へ提出されています。ここで見られる本田畑とは、検地帳に記載されて年貢を納めている古くからある田畑のことです。

また、嘉永6(1853)年にも同じような内容の御触れが出され、「甘蔗は、米がつかれないような荒れた土地でのみ少量ずつ栽培するように」と、やはり厳しく申し渡しています。幕府は、本田畑に甘蔗を植えることで、本業である米作りがおろそかになり、年貢米が減少することを危惧したのでしょう。

苗の植え付け、育成、刈り入れはもとより、砂糖づくりは早朝未明からの作業で決して楽なものではなかったのですが、農閑期の副業としては高い収益を得られる魅力ある仕事であったことが、これらの御触書からも窺うことができます。



『御請書』-天保12年-
(南家文書)

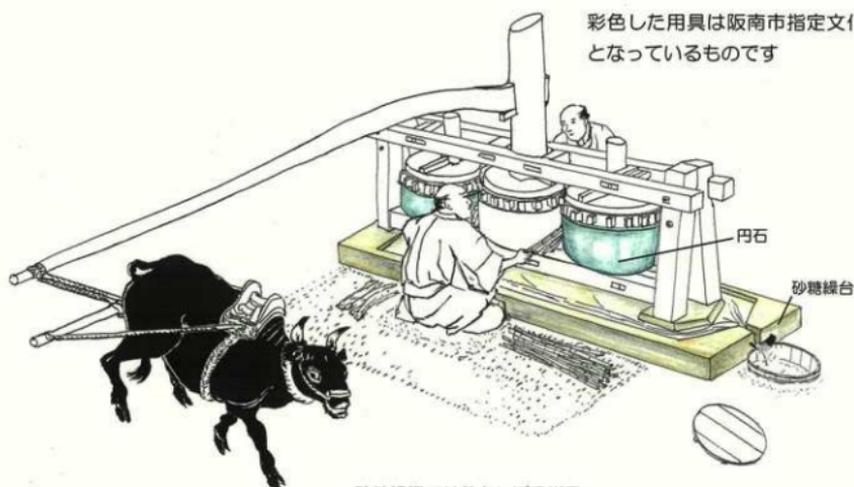
甘蔗をしぼる

刈り取られた甘蔗は、上部に木の歯車を取り付けた丸い石(円石)を3個横に並べた砂糖繰機(繰り器)や砂糖篩車、砂糖車とも呼ばれる)で汁をしぼります。下の写真は、香川県高松市にある四国民家博物館に展示されている砂糖繰機です。



四国民家博物館蔵

江戸時代の農学者、大蔵永常(おおくらながつね)が天保元(てんぽう)年(1830)に著した『甘蔗大成』(あらいわ)の中に、牛を使い砂糖繰機で甘蔗をしぼっている図が見られます。回っている石と石の間に甘蔗をさし込んで押しつぶし、汁をしぼります。汁は下の砂糖繰台の溝に流れ、集められます。



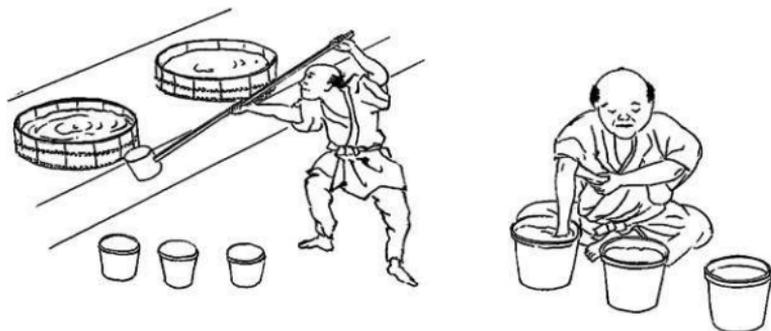
砂糖繰機で甘蔗をしぼる様子

白下糖をつくる

明治10(1877)年に東京で開催された第一回内国博覧会ないこくはくらんかいに波有手村ないうで(阪南市鳥取)せむらかんにちの木村簡一が砂糖を出品しています。その時に書かれた「明治十年内国博覧解説」の[製造・貯蓄]の項目に、「絞り汁あじりじゅう釜二煎、白シタハアクトリ再ヒ煎シ、トウロウニ入冷シ樽ニ移ス」とあり、甘蔗かんしょのしぼり汁を、灰汁あいくを丁寧ていねいに取り除きながらよく煮詰め、冷まして白下糖しろしたとうをつくりました。一方、灰汁を取らずに、ただ煮詰めただけで冷ましたものが黒砂糖くろざとうであるとも書かれてあり、白下糖は樽詰めにし、黒砂糖は丸く固めて出荷しました。

白下糖や黒砂糖は大坂(大阪)へ売りはらい、大坂から東京へ廻ったようです。黒砂糖は菓子屋・餅屋へ、白下糖は菓子屋・漬物屋へ、また、蜜みつを抜き、白砂糖にしたとのことです。

白砂糖をつくる



煮詰めた甘蔗の汁を容器に汲み出し、冷ます

半圓形状はんげんけいじょうの白下糖しろしたとうを塊かたまりが残らないように手で揉み砕く



日に干して細かく砕いた粘土ねりこを桶に入れ、水を入れて練る



瓦漏かわらぼの底の孔に藁束わらばを詰めて揉み砕いた白下糖を入れ、田楽でんがくに付ける味噌みそくらいに練った粘土ねりこで表面を覆う



瓦漏を台に乗せ、下には蜜受け用の容器をおく。孔に詰めた藁束を抜いていくと余分な蜜が落ち、瓦漏には白砂糖が残る



瓦漏の図(『砂糖製作記』)

江戸時代の後期に使われた、白砂糖を精製するための土器です。逆円錐型で、平らな底部の中央には孔がいている



瓦漏を覆った粘土は、乾いてひび割れた頃にすり取



瓦漏から取り上げた砂糖を篩にかけ、樽に詰める

コラム

参考：『甘蔗大成』

阪南市域の製糖業

甘蔗からつくられる和製砂糖は、白砂糖・白下糖・黒砂糖・糖蜜類に大別されます。天保元(1830)年～3(1832)年平均の各出荷地から大坂へ運び込まれた和製砂糖の量を見ると、白砂糖については、讃岐(香川県)と阿波(徳島県)で90.3%を占めています。和泉(泉州地域)はというと、わずか9.4%です。

一方、白下糖については、讃岐(香川県)と阿波(徳島県)を足しても36.8%であるのに対し、和泉は41.8%と抜きんでいます。このように、泉州地域の製糖業の特色として、白下糖に特化していることがあげられます。阪南市に残されたいくつかの史料を見る限りでは、白砂糖がつけられていたのは天保初年頃までではなかったかと思われます。

砂糖の消費量が增大するにつれて、低価格で品質の良い砂糖が大量に輸入されるようになり、泉州地域での和製砂糖づくりは次第に影をひそめて行きました。

◆日根郡鳥取郷の砂糖製造用具◆

かつて泉州地域の伝統産業であった砂糖製造ですが、砂糖繰機くりきはというと、阪南市をはじめ、周辺地域に実物は1台も残っていません。しかし、その間に甘蔗さとうきび(サトウキビ)を挟み入れ汁をしぼる直径60cm程の丸い石は、近隣の泉南市や貝塚市でもいくつか確認されていて、ここ阪南市には和泉砂岩製の円石まるいしが3点、残されていました。また、砂糖繰台として使われていた大きな板1枚も幸運にも現存していました。

瓦漏とうろに関しては、阪南市は完形かんけいの瓦漏3個を所有していて、それらの内2個は、市内の発掘調査で出土した土師質のもの、残る1個は伝世品でんせいひんで瓦質がしつのものです。

阪南市では、以上の製糖用具7点に加え、江戸時代末期から黒田村(阪南市黒田)で製糖業を営んでいた旧家に残る砂糖仲行司せいでうの丸印1点を含めた、合計8点を平成29年12月22日に阪南市指定文化財に指定しました。これらは近世後期から明治20年代にかけて、泉州地域が和製砂糖の特産地であった事実を未来に伝えてくれるでしょう。

甘蔗をしぼる



砂糖繰台

砂糖繰機の部品。台木のりぎの上部に木の歯車を取り付けた円石を3個横に並べて回転させ、円石の間に甘蔗を差し込んで汁をしぼる



円石

砂糖繰台の上に設置する砂糖繰機の部品。重さ200kgの和泉砂岩製



円石

砂糖繰台の上に設置する砂糖繰機の部品。重さ200kgの和泉砂岩製で上の円石とセット



円石

砂糖繰台の上に設置する砂糖繰機の部品。重さ150kgの和泉砂岩製

白砂糖をつくる



土師質瓦漏

分蜜容器。板状粘土3枚による成型で、底部に孔が見られ、下部側面にも栓を止めるための串を刺す孔があけられている。馬川遺跡出土



土師質瓦漏

分蜜容器。板状粘土3枚による成型で、箱作。今池遺跡出土



瓦質瓦漏

分蜜容器。屋根瓦と同じ製法のため、黒色を呈する。底部と下部側面に孔が見られる

その他



黒田砂糖仲行司印

江戸時代末期から明治時代にかけて、砂糖製造業を営んでいた阪南市内の旧家に残されていた印。砂糖仲は一年交代で務めた



「来し方行く末」を語り、つづりましょう

阪南市文化財保護審議会会長 西山要一
(奈良大学名誉教授)

阪南市尾崎町福島の倉敷レイヨン尾崎工場に面して建つ家で私は生まれ育ちましたが、築80年を経て強い地震が来ればたちまち倒壊するとのことで2017年に撤去されました。

この家には戦争と災害の歴史が刻まれていました。戦争のことをあまり語らなかった両親ですが、仁徳天皇陵の緑濃い木々の上に通信機乱のために米軍が撒いたアルミ箔がきらきら輝いていたこと、堺大空襲では焼け落ちる家を目の当たりに土居川で水を浴びて命をとりとめ福島に移ってきたこと、新参者の私たち家族に親切にしてくれた漁師さんのこと、尾崎の浜では米軍機の機銃掃射を受けて漁師がなくなったことなどを言葉少なく語りましたが、戦後生まれの私に戦争を実感させたのは2階の天井板の機銃掃射による貫通孔と柱に食い込んだままの弾丸でした。

雨漏りを受けるバケツや洗面器のびちゃびちゃという音、階段の5段目まで水嵩が増して階段上からおしっこをしたこと、やがて消防車が来て救助され尾崎御坊に避難したことを記憶しています。1952年に鳥取池が決壊し洪水に襲われたときのことかもしれません。

1961年の第二室戸台風でも浸水し、救援で配られた乾パンのおいしかったこと、ある夏には台風が1週間間隔で3回襲来し、そのたびに屋根を覆うテント地の布を張ったこと、紙のように舞い飛ぶ屋根瓦を見ながら、ラジオの気象通報を聞き天気図に美しい台風の同心円を描くことに熱中していました。我が家の北と西を流れる小川は台風来襲のたびに海から選る高波と上流からの大水が押し寄せる浸水の常習地でしたから、壁板のなかの土壁は何度も水に洗われて朽ち果て、壁には浸水の吃水線が残りました。戦争と災害と生活の80年の歴史を刻む建物でした。



鳥取池決壊時の尾崎界隈

目の前のレンガつくりの倉敷レイヨンでは、朝夕に多くの女工さんが行列をつくって出通勤し、また、近所には中小の工場がいくつもあり、その経営者や従業員が住んでいました。起毛した綿を運ぶ牛車に乗り遊ぶうちに動きだし慌てて飛び降りたことや、綿埃の舞う倉庫で探偵ごっこをしたことなど、工場は子どもの遊び場でもありました。



唐敷レイヨン株式会社(現 株式会社クラレ)尾崎工場

5月はタマネギの収穫時期、小さな虫が群れをつくって飛び交い、遭遇するや眼に飛び込み痛がゆく立ち止まることもしばしば、そこかしこのタマネギ小屋も遊び場でした。海に行けば漁師の地引き網を手伝いキスやハゼ、カレイをもらって帰り、砂浜には廃船が横たわり、鰯を茹でる大きなレンガとコンクリートのプールがあり、堤防の上には鰯を干す漁港独特の匂いが漂う風景がありました。父は理容を営みながら俳句をたしなんでいましたので、休日には自転車に乗せられて尾崎神社や波太神社、玉田山古墳などを遊ばしました。

私が1949～77年の30年ばかり過ごした町の思い出は、少しおかげさに言うならば私の歴史です。長々と語りましたのは、市民一人一人の生活、情景、環境の中に同様の市民の来し方—歴史—があり、阪南市の来し方—歴史—があり、行く末—未来—を示すひとコマであり、それらが凝集されているように思うからです。

本書に収録されている文化財は、本市の来し方の中で生まれ、育ち、大切に保存されてきました。そして本市の行く末を指し示す礎となるものです。これからも大切にしたいものです。

阪南市の近世史料

阪南市文化財保護審議会委員 岡田光代
(大阪府立大学大学院経済学研究科准教授)

江戸時代に入ると、寺社や武家だけでなく、^{ひゃくしやう}百姓・町人の間でも多くの文書が作成されるようになります。それは村のいわば公文書といえるものや家業の経営にかかわるものなど、^{たき}多岐にわたります。

当市域に残されたそのような史料の一部は『阪南町史 下巻』(史料編、昭和52年刊。なお上巻・本文編は同58年刊)に収録されており、本書でも漁業関係の史料として石川家文書・松井家文書(40頁)、甘蔗栽培に関する史料として南家文書(59頁)などが紹介されています。これらの史料によって、様々な道具や製品からはわからない多くの情報を得ることができ、当時の産業の様子もより詳しく知ることができます。

近世史料の多くは、所蔵者の方のご努力によりそれぞれ保存されています。また、市は購入した「山中家文書」を所蔵しています。山中家は箱作村(4頁地図参照)の庄屋であり、^{しょうや}土浦藩飛地領(貝掛・^{かい}掛村・^{まい}舞村・^{はこつくり}箱作村・^{やまなかしんでん}山中新田と^{みさきちやう}岬町域の7ヶ村)の大庄屋も勤めていました。いずれも「文書群」として多数の文書を伝えており、その家についてだけでなく、村や周辺の地域社会の歩みを知るための貴重な記録です。1点だけではよくわからなくても、複数の史料と比較・検討することで明らかになる事柄があったり、^{ねんぐ}年貢や人口など長期にわたる統計を得られることもあります。したがって、^{おんいづ}今後も散逸することなく保存される必要があります。

それを実現するための施策の1つが指定文化財とすることです。現在のところ、阪南市の指定文化財に近世史料はまだありませんが、「庶民の生活の記録」である史料を市民の文化財として指定し、次の世代に伝えていくことが重要です。



サトウキビとサトウモロコシ

阪南市文化財保護審議会委員 岡本素治

(きしわだ自然資料館館長)

泉州地域で江戸末期から明治時代に砂糖製造が産業として行われていたと聞いた時にはかなり驚いた。サトウキビをどこから取り寄せて加工していたのかと尋ねると、地元で甘蔗かんせという名で栽培していたとのこと。本当にサトウキビだったのだろうか？ 同じイネ科で、同じく茎に糖分を含むサトウモロコシではなかろうか。これなら温帯域でも楽に育つ。サトウモロコシをサトウキビと言って栽培している人はよくみかける。しかし、当時の栽培法は、節ふしを付けた茎を土に伏せて育てるものだったという。これは、まぎれもなくサトウキビの栽培法である。サトウモロコシならば、一年草なので種子を蒔いて育てるはずである。それに、サトウモロコシの汁液じゅうえきにはショ糖のほか、ブドウ糖や果糖など製糖業界でいうところの蜜成分を多く含むので結晶しにくく、産業としては成り立ちにくいとされている。

泉州地域で栽培され製糖業を支えていたのは、当時「荻蔗」と比定されていたサトウキビの一種であった。これは徳川吉宗の時代に琉球地域から取り寄せ、東海地方あたりまで広められた中国原産の種類で、現在でも徳島県、香川県では和益島の原料として栽培されている。琉球には江戸初期に中国の福州から精糖技術と共にもたらされたとされている。

現代中国では、世界的な栽培種である*Saccharum officinarum*種と中国種*S. sinense*種ちんせ（竹蔗）とに整理されているが、サトウキビは長い栽培史の中で複雑な交雑を繰り返しており、3～4種を区分していた当時の区分との対比は難しい。さらに、少ない文献と伝承・伝聞に頼る日本での認識には、かなりの混乱や混同があった可能性もうかがわれる。鹿児島大学の萩原茂氏の「奄美地域の糖業(3)」(鹿大・農・学術報告38)には、江戸時代の琉球地域の栽培品種を特定することの困難が述べられている。民間的には、サトウキビとサトウモロコシの明確な区別がなされていなかった可能性も示唆されている。甘蔗が日本に導入された当時の経過にはまだまだ謎が残されているような気がする。

じつは私の故郷の山口県でも子供のころ(1950年代)、母方の祖母は「サトキビ」という名でサトウモロコシを栽培していた。ところが、植物学を学ぶようになって知ったサトウキビはススキのような穂を出していた。故郷は間違っていたのか。

今回、阪南市の製糖業の歴史に触れる機会を得て、諸文献に当たって考察を進めるうちに、サトウモロコシは、かつてはもっと広く栽培されていたのかもしれないと思えてきた。

いや、むしろ甘蔗の導入前に「砂糖黍」と呼ばれていたのはサトウモロコシではなかったらうか。甘蔗の花は、ススキのような穂であるし、九州本土以北ではその穂さえ付けない。葉も荻蔗の名のとおり、オギ(ススキの仲間)に似ている。そんな植物に大切な穀物の「黍」という名を与えるだろうか。それに対して、モロコシはキビに似た穀類で、高黍と呼ばれることもある。「砂糖黍」とい

う名前は、サトウモロコシにこそふさわしい。それが、より甘く、砂糖作りという産業にもつながる甘蔗の導入により、「砂糖黍」という名前を奪われてしまったのかも知れない。そんな可能性も捨てきれないと思えてきた。



サトウモロコシ



サトウモロコシの穂(部分)



サトウキビ

写真提供：内真草世氏(琉球大学)

阪南市大願寺石造地藏菩薩像をめぐって

阪南市文化財保護審議会委員 高橋平明

(公益財団法人元興寺文化財研究所)

この大きな地藏菩薩じそくぼさつ像しらいで、もと阪南市下出の極楽寺の境内にあったものですが、極楽寺が廃されたために現在の阪南市大願寺門前に移されたものです。その銘文には、「本願出羽国住人宥円上人」と刻まれています。なぜ、遥か遠く「出羽国」の宥円上人がこの地藏菩薩造立に関わりを持ったのでしょうか。「本願」と記されるのは「勸進聖」と呼ばれる僧であったからとみられます。銘文に「勸進貴賤上下」とあるように、中世以降の時代になると、堂塔・仏像の造立・修理は「勸進聖」たちが幅広い階層の人々にその作善と結縁とを説いて、寄進を募って活躍したのでした。この「聖」とは、全国各地津々浦々を遊行回国する僧であり、出身が出羽国とすれば、修験山伏(羽黒山伏)であったのかも知れません。大峰・高野・熊野・葛城・犬鳴あるいは西国三十三所観音霊場などは、この聖や山伏たちの集まる「聖地」であり、淡路島を経て四国に渡れば、四国遍路八十八所をも参詣していたかも知れません。泉州は、これらの霊地を巡礼して修行と勸進活動をする聖たちにとっては至便の地でありました。このほか遊行する聖僧には「六十六部回国聖」、通称「六部」も活躍していました。彼らは、日本全国、つまり六十六国の「一の宮」に大乘妙典法華經を奉納する誓いを立てた半僧半俗の身分のものでした。つまり、在俗の人が一念発起して回国修行の聖僧となるのでした。極楽寺は、宥円上人のような聖僧らによって建立され、逗留あるいは居住して維持されてきたお寺であったのでしょうか。明治維新を迎えると回国聖たちの勸進活動は禁止されました。檀家の無かった極楽寺は廃寺となり、昭和の末には焼失したということです。



地藏菩薩立像(阪南市大願寺門前)
像高1.92m、和泉砂岩製



六十六部宝篋印塔(阪南市大願寺)
塔高1.695m(先謙欠損、和泉砂岩製)



六十六部宝篋印塔レリーフ(阪南市大願寺門前)



千日隔夜宝篋印塔(貝塚市水間寺)
塔高2.795m、和泉砂岩製



千日隔夜宝篋印塔レリーフ(貝塚市水間寺)

同大願寺には、下出村出身の「喚管西岸」^{ひんくわんせいがん}を名乗る聖にかかわる宝篋印塔^{ほうくわんいんとう}が現存しています。彼は、「六親眷^{りっくわん} 属七^{りくしち} (世) 父母」のために西国・四国^{ちちご}・秩父^{ちちぶ}・板東^{ばんとう}の各礼所百八十八所の巡拝を発願し、さらに六十六部聖としても回国巡礼して、享保10 (1725) 年に成就^{じょうじゆ}したことが刻まれていますから、石塔は記念碑として建立したものでしょう。基礎の一面には、笈を背負った六部聖の姿が彫られていますから、それは西岸の姿に違いありません。驚くことには、その2年後、彼はかつて中村(阪南市鳥取中)にあった八幡宮社^{はちまんぐうじや}と水間寺^{みずまでら}観音(貝塚市水間)とを「一千日隔夜」の聖僧として、つまり一夜毎に交互に千日参詣することを発願し、享保12(1727)年9月に成就して、前回同様に建立された宝篋印塔が水間寺に現存し、基礎部には参詣する西岸の姿がやはり彫り表されています。

西岸^{せいがん}という法名には「誓願」との普通も想像されるところで、篤い信仰と強い意志とをもった人物であったことに加えて、回国巡礼のみならず、立派な石塔の造立も支弁できるほど経済的にもめくまれていたことが伺えます。

砂糖製造用具

阪南市文化財保護審議会委員 伊達仁美
(京都造形芸術大学歴史遺産学科教授)

阪南市の砂糖作りは、江戸時代末期から明治時代にかけて盛んに行われ、砂糖は泉州地域の特産品にもなっていました。これより少し前、讃岐(現香川県)や阿波(現徳島県)でも砂糖の製造が始まっていました。このあたりで作られた砂糖は和삼盆と呼ばれ、現在でも一部の地域で作られています。それらは白く上質なものであり、主に高級な和菓子の材料として用いられています。

当時の讃岐地方の製糖に使用された道具や建物は、公益財団法人 四国家博物館(香川県高松市屋島中町91)で見ることができます。ここで収蔵されている資料は「讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具(937点)と砂糖しめ小屋(2棟)・釜屋(1棟)」として、国の重要有形民俗文化財に指定されています。これらの道具の中には、阪南市指定文化財「瓦漏」と同じく、焼き物で作られた「冷し甕」があります。

どちらも絞ったサトウキビの汁をよく煮詰めたものを入れるものですが、それぞれ用途は異なります。四国家博物館のものはそれを冷やすための容器で、植木鉢のような形をしています。しかし、阪南市の瓦漏は白砂糖を製造する工程で用います。形は円錐形で、底に孔が空いており、その孔に藁を詰め、1本ずつ調整しながら抜くことにより糖蜜や水分を滴下させ、残ったもの



四国家博物館の冷し甕

が白砂糖です。これらの瓦漏は、馬川遺跡と箱作今池遺跡から出土したものと寄贈された伝世資料の計3点が阪南市指定文化財になっています。近年、阪南市をはじめ泉州地域ではこの形の瓦漏が出土し、大きさもほぼ同じです。このことから、泉州地域では、砂糖の製造がさかんにおこなわれていたことがわかる資料です。

四国家博物館には、砂糖製造用具とともに砂糖しめ小屋2棟と釜屋1棟が展示されています。展示といってもこの博物館は、名前が示すように四国各地から民家などを移築した野外博物館です。民家だけではなく、村の共同施設である「農村歌舞伎舞台」や街道沿いの「茶堂」、「旧丸亀藩斥候番所」や地域に根付いた産業に関わる建物である「醤油蔵・麴室」、「椿蒸し小屋」などが移築復元されています。

砂糖しめ小屋とは、砂糖を絞る作業ひいめつを行う小屋です。慶応年間および明治初めに建造したといわれる2棟があり、どちらも直径約8m、高さ約3mで柱が無く、屋根は茅葺かやぶきの円形の建物です。内部には直径約60cm程度の石臼3基いしうすが並び、中央を軸として取り付けられた腕木うでぎを牛がまわします。それぞれの石臼に設置した木の歯車がかみ合って回転し、その石と石の間にサトウキビ



砂糖しめ小屋

を人の手によって差し込み搾汁さくじゅうします。牛は、一日中休みなく働くため、小屋の入り口付近に近づくと外に出られると思うのか、その柱には体をこすりつけた痕があります。

讃岐の石臼は、四国で多く産出される花崗岩かこうがんだと思われませんが、阪南市内では、地域で産出される和泉砂岩製の石臼いずみさがん（阪南市の指定文化財名は円石まゐし）が多くあり、地域性を見ることが出来ます。しかし、各個体としての石は存在するものの、現在、泉州地域ではこれらの完全な形の実物が残っておらず、全容を見ることができないのが残念です。

あとがき

阪南市では、伝統産業にまつわる用具や関連する作品などを市の指定文化財に指定し、保存してきました。そして、それらの指定文化財を将来に継承していくために「公益財団法人 朝日新聞文化財団」の助成を受けて作成したのが本書です。

阪南市をはじめ泉州地域(大阪府南部)では、古くから独自の伝統産業が継承されてきました。

本市域の山間部では、軟質で細密な加工のしやすい和泉砂岩(和泉石)を産出することから、腕の良い石工が誕生しました。彼らは泉州地域だけでなく北は仙台(宮城県)、南は^{こしきしま} 甄島(鹿児島県)まで出向いて作品を制作し、名前とともに出身地である「泉州(あるいは和泉国)」と刻んだため、その足跡を追うことができます。現在、本市では26都府県内に約1000点の作品を把握していますが、「当市(町)に『泉州』と刻んだ石造物があるが、なぜか」など、遠方の方から問い合わせいただくことがあり、未だに新しい発見があります。

「孝行臼」(27頁)は江戸時代後期の読み物である滑稽本や新版歌祭文にも登場するため、広い地域で使われていたと推測されますが、現在では知る人もほとんどなく、実物は泉州地方に約30点、奈良県に1点を把握しているのみです。

また、良質な粘土がとれたため、瓦製造も盛んに行われていました。^{びしつぼひょう}「瓦質墨標」(57頁)は、泉州地方を除くと愛知県常滑市・碧南市・知多郡東浦町、三重県津市、大分県大分市に所在しています。

さらに、江戸時代後期には本市域の多くの場所で砂糖の原料であるサトウキビ(甘蔗)が栽培され、砂糖づくりも広く行われていました。「瓦漏」(64頁)を使用しての白砂糖づくりは当時、^{ばくふ}幕府の奨励により全国的に伝えられたこともあり、現在の神奈川県、静岡県、愛知県、山口県、鹿児島県あたりで行われたことが文献上で確認できていますが、瓦漏そのものの所在が確認できたのは、泉州地方を除くと東京都、和歌山県、鹿児島県のみとなっています。

これらの産業やその用具類は、調査を進めるうちに他都府県でも文化財として認識され、保存されていることがわかってきました。本市では、今後もこれらの伝播や拡がり把握するため、情報を収集し続けていく所存です。そのため、本書をご覧になられた方で上記資料などの情報がありましたら、是非、ご教示いただけますようお願いいたします。

本書を作成するにあたり助成をいただきました「公益財団法人 朝日新聞文化財団」の趣旨である「指定文化財を中心とする人類共有の文化遺産を、将来の世代に継承していく」ために、今尚、全国各地に所在する未だ発見されていない特有の歴史文化遺産が掘り出され、残していけるよう、本書が少しでも役立つことを願っています。

用語解説

あ行	琴	町や村の中の区画
	行脚僧	諸国をめくり歩き修行する僧
	石工	石の切り出しや細工をする職人
	一年草	種をまいてから一年以内に生長を終えて枯れる植物
	伊藤仁斎	江戸時代の前期に活躍した儒学者・思想家で、京都の生まれ
	内型づくり	型に粘土を貼り付け、形を成形する手法のひとつ
	爰	僧などが仏具や衣類などを入れて背負う箱
	親柱	輪平(手すり)や階段の端にある太い柱
か行	瓦質	水を通さないように表面に炭素を吸着させるため、 ^{IV} 燥けたような特徴をもつ。近世瓦はこの方法で作られている
	通船	河川や港灣などで、船と陸との連絡のために用いた小舟
	完形	完全な形をとどめているもの。割れていない状態の土器を表す
	行司	町内や商人の組合などを代表して、一切の事務を取り扱う人
	眷属	血のつながりがある者。一族や親族
	ケンチ石	石造用の石材で、表面が四角く、奥に行くに従い細くなる四角錐に近い形のもの。6つ並べると1間(約180cm)になることから「間知石」と名付けられた。
	検地帳	近世に田畑など土地の基本調査の結果を記録した土地台帳
	麹室	麹菌を繁殖させる保温室
	楮	クワ科の落葉低木で、樹皮の繊維を蒸して和紙の原料とする
	石	米などを量るのに使われた単位。1石は約180リットル
	御座船	将軍や大名などが乗る豪華な船
	五大	仏教で、物をつくっていると考えられる5つ(地・水・火・風・空)の要素
	薄摺本	江戸時代後期の読み物。町人の日常生活を会話文主体で面白おかしく描き、江戸(東京)を中心に流行した
	五人組	江戸時代に、近隣の5戸で1組を構成した行政組織
	五輪塔	方形・球形・屋根形・半球形・宝珠形の石を下から順に積み上げた仏塔の一種
さ行	七堂伽藍	寺院の主要な七つの建物で、通常は塔・金堂・講堂・鐘樓・経藏・僧房・齋堂を指すが、宗派によって異なる
	シチニ	1坪(約3.3㎡)に72枚の積瓦を置くこと
	結	薄いものをまとめて数えるときに使う言葉
	旗領	旗着している土地。特に江戸時代に大名・神社・寺などが所有し支配している土地
	新設歌舞文	心中事件を題材とした人形浄瑠璃の演目の一つで、安永9(1780)年に大坂(大阪)で初演された
	須恵器	古墳時代中期から平安時代に作られた朝鮮半島系技術による素焼の土器
	斥候	敵地などをひそかに探ることや、そのためにさしむけられる少人数の兵
	袖石	石段の両側にある石
た行	蛸引掻き	蛸漁で生計をたてること
	谷積み	石を斜めに落とし込んで積む方法

茶壺	集落の入口の道沿いなどに建つ小さな壺。建物の三面に壁がなく開放的なつくりで、道路などの憩いの場や地元の講、急行事の場として使われた。中国・四国地方に多く見られる
手繰網漁	海底の魚を囲んで巻き取り、引き綱で船に引き上げる漁法
転用	本来の用い方をしないで他の用途に用いること
法世物	古くから大切にされて世代を越えて所有が引き継がれた品物 ⇨ 出土品
渡海	船で海の向こうの土地へ行くこと
な行	
仲	同業者による組合
生業	生活をしていくための仕事
年貢	田畑の耕作者が領主に毎年納める租税
農閑期	農作業のひまな時期
は行	
土師器	古墳時代以降の素焼の赤褐色の土器
土師質土器	中世以降の素焼の赤褐色の土器を、それ以前の土器と区別するという
詰所	番人や見張りをする人の詰所
箱	箱の中のピストンを圧縮させて風を押し出す装置で、鍛冶に用いる
宝篋印塔	「宝篋印塔雑尼經」(お経の一つ)をおさめる塔。のちに供養塔、墓碑塔として建てられた仏塔の一種
法名	死者におくられる名前、戒名、仏門に入った人に授けられる名前 ⇨ 俗名
干糞	油をしぼったイワシ・ニシンなどを乾燥して作った肥料、江戸時代から明治時代にかけての代表的な購入肥料
菩提寺	先祖代々の墓があり、葬式や法事を行う寺
ま行	
マキワタ	浸水を防ぐための詰め物。ひのきの皮で作った
未完成品	製作途中のもの。未完成品
名号碑	仏陀や菩薩の称号(「阿彌陀仏」「南無阿彌陀仏」など)が彫られている石碑
朝	1368~1644年まで続いた中国の王朝
名所旧跡	景色や建造物、歴史的事件が起こったことなどで有名な場所
や行	
ヤ穴	ヤを入れて石を割るための穴
有形文化財	文化財保護法による文化財のひとつで、建造物や絵画など、考古資料や学術価値の高い歴史資料
有形民俗文化財	文化財保護法による文化財のひとつで、衣食住や生業など国民生活の移り変わりを 知るために欠くことができないもの
ら行	
霊地	神社や寺院などがある神聖な場所
連歌	複数の人が、五・七・五(長句)と七・七(短句)の句を交互に録んでつくった歌
連作	毎年同じ土地に同じ作物を続けて植え付けること
ロクシ	1環(約3.3m)に64枚の積瓦を置くこと
わ行	
和三盆	日本で作った上質な白砂糖で、中国から入ってきた砂糖(唐三盆)と区別する呼び方

主要参考資料

- 『和泉名所図会』 秋里籬島著・竹原春朝画 1796年
- 『江戸名所図会』 斎藤月岑著・長谷川雪旦画 1836年
- 『かいつか文化財だよりテンプス47号』 貝塚市教育委員会 2011年11月30日
- 『甘蔗大成』 大蔵永常著 天保年間(1830~1844年)
- 『仙台市指定有形民俗文化財旧石切町の石工用具調査報告書Ⅰ』 仙台市教育委員会 2005年3月
- 『仙台市指定有形民俗文化財旧石切町の石工用具調査報告書Ⅱ』 仙台市教育委員会 2005年3月
- 『砂糖製作記』 木村喜之 1797年
- 『泉州志』 石橋直之 1700年
- 『泉州石工と和泉砂岩』(DVD) 阪南市教育委員会 2010年3月
- 「泉南地域の砂糖の生産について」 芝野圭之助(『郵政考古紀要 第32号』) 2003年6月23日
- 『奈良市石造遺物調査報告書』 奈良市石造遺物調査会編 1989年
- 『西鳥取村誌』 西鳥取村役場 1930年2月20日
- 『農事調査 大阪府之部』
- 「幕末期泉南製糖業の断面」 福島雅藏(『近世社会の成立と崩壊』大阪歴史学会編) 1976年1月20日
- 『阪南町史 上巻』 阪南町史編さん委員会 1983年3月25日
- 『阪南町史 下巻』 阪南町史編さん委員会 1977年10月20日
- 『東鳥取村誌』 東鳥取村役場 1958年6月10日
- 『ミノバ石切場跡発掘調査報告書—阪南丘陵開発事業に伴う—』(財)大阪府埋蔵文化財協会 1988年3月
- 『牟礼・庵治の石工用具—重要有形民俗文化財—』 牟礼町教育委員会、牟礼町の民俗資料館編
1998年3月31日
- 『「名産和泉石」(和泉砂岩)遺産現状調査カード』 阪南市教育委員会 2009年7月~11月
- 『わざの極意は道具にあり—山城の瓦づくり』 京都府立山城郷土資料館、京都府立山城郷土資料館友の会
2014年10月

阪南市指定文化財一覧

文化財保護法による指定文化財（重要文化財）

種類	名称	所在地	指定年月日
建造物	波太神社 本殿、末社三神社	石田	平成5年12月9日

文化財保護法による登録文化財

種類	名称	所在地	登録年月日
建造物	成子家住宅 主屋他	尾崎町	平成13年10月12日
建造物	南家住宅 主屋他	自然田	平成17年11月10日
名勝地関係	南氏庭園	自然田	平成26年10月6日

大阪府文化財保護条例による指定文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
建造物	加茂神社 本殿（慶長15年銘の石燈籠も共に指定）	箱作	昭和45年2月20日
絵画	波太神社 三十六歌仙扁額	石田	昭和45年2月20日
彫刻	宗福寺 木造地藏菩薩坐像	箱作	昭和56年6月1日
天然記念物	自然居士のいちょう	自然田	昭和56年6月1日
史跡	玉田山1号墳	自然田	平成14年1月29日

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（大阪府）

種類	名称	所在地	指定年月日
無形民俗文化財	自然田 瑞宝寺の鉦講	自然田	平成20年1月18日
無形民俗文化財	黒田 黒田寺の鉦講	黒田	平成21年1月16日
無形民俗文化財	石田 祐道寺の鉦講	石田	平成21年1月16日
無形民俗文化財	箱作 宗福寺の双盤念仏	箱作	平成21年1月16日
無形民俗文化財	鳥取 西光寺の双盤念仏	鳥取	平成21年1月16日

阪南市文化財保護条例による指定文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
絵画	大願寺 絹本着色釈迦三尊図	下出	平成14年3月14日
彫刻	瑞宝寺 木造聖観音菩薩立像	自然田	平成14年3月14日
無形民俗文化財	自然田 瑞宝寺の鉦講	自然田	平成15年2月28日
史跡	玉田山2号墳	自然田	平成16年1月21日
天然記念物	ヒトモトススキ	箱作	平成17年3月24日
彫刻	石造 地藏菩薩立像（応永十年銘）	箱作	平成18年2月28日
彫刻	石造 地藏菩薩立像（天文十五年銘）	下出	平成18年2月28日
有形民俗文化財	瓦質墓標（宝暦五年銘）	新町	平成19年3月13日
有形民俗文化財	瓦質墓標（弘化二年銘）	新町	平成19年3月13日
無形民俗文化財	箱作の盆踊り	箱作	平成20年3月21日
無形民俗文化財	貝掛音頭	貝掛	平成20年3月21日
無形民俗文化財	尾崎くどき	尾崎町	平成20年3月21日
有形民俗文化財	藪本家石工用具	尾崎町	平成21年3月24日
有形民俗文化財	重成家石工用具	尾崎町	平成22年3月19日
有形民俗文化財	來田家石工用具	尾崎町	平成22年3月19日
有形民俗文化財	黒川家石工用具	尾崎町	平成23年3月30日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成23年3月30日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成23年3月30日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成23年3月30日
有形民俗文化財	横田家船大工用具	尾崎町	平成25年1月18日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成25年1月18日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成25年1月18日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成25年1月18日
有形民俗文化財	孝行臼	尾崎町	平成25年1月18日
有形民俗文化財	土手家瓦製造用具	尾崎町	平成27年3月20日
有形文化財	大阪湾南岸のタコツボ漁具	尾崎町	平成28年4月15日
有形民俗文化財	大阪湾南岸のタコツボ漁具	尾崎町	平成28年4月15日
有形文化財	日根郡鳥取郷の製糖用具	尾崎町	平成29年12月22日
有形民俗文化財	日根郡鳥取郷の製糖用具	尾崎町	平成29年12月22日

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章	市指定有形文化財(第 4 条—第 17 条)
第 3 章	市指定無形文化財(第 18 条—第 23 条)
第 4 章	市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財(第 24 条—第 30 条)
第 5 章	市指定史跡名勝天然記念物(第 31 条—第 36 条)
第 6 章	埋蔵文化財(第 37 条)
第 7 章	市選定保存技術(第 38 条—第 40 条)
第 8 章	阪南市文化財保護審議会(第 41 条—第 44 条)
第 9 章	雑則(第 45 条)
第 10 章	罰則(第 46 条—第 48 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)及び大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号。以下「府条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上及び発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(市及び市民の責務)

第 3 条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

4 阪南市教育委員会(以下「教育委員会」という。))は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 市指定有形文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第 7 条第 1 項の規定により大阪府指定有形文化財(以下「府指定有形文化財」という。))に指定されたものを除く。)のうち重要なものを阪南市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。))に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生じる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定があったとき又は府条例第 7 条第 1 項の規定による府指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第 2 項で準用する前条第 3 項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

(修理及び修理工の届出等)

第10条 市指定有形文化財の修理は、所有者が行う。

2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付、同条第3項の規定による勧告又は第13条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(管理又は修理に関する勧告及び補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

3 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

4 市は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で負担することができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

第12条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき前条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第4項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又は相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、教育委員会規則で定める金額を市に納付しなければならない。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付すことができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

4 第1項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

(公開及び出品の勧告等)

第14条 市指定有形文化財の公開は、所有者が行う。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

4 第2項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

5 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

6 第2項又は第3項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

(勧告によらない公開)

第15条 前条第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公開するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(報告)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に關しこの条項に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第18条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財(以下「府指定無形文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち重要なものを阪南市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知して行う。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

6 第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあっては、その代表者)に通知して行う。

4 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき又は府条例第32条第1項の規定による府指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。))は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

7 第2項、第4項又は前項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体であったものは、速やかに、市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める理由があるときは、市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存等)

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認めるときは、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第14条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 第1項の規定により市指定無形文化財の記録を公開したことに起因して当該市指定無形文化財の記録が滅失し、又は損傷した場合には、第14条第6項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第24条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財(以下「府指定有形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち重要なものを阪南市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財(以下「府指定無形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち重要なものを阪南市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

(解除)

第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行う。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があったときは又は府条例第38条第1項の規定による府指定有形民俗文化財若しくは府指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第26条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第27条 市指定有形民俗文化財には、第6条から第12条まで及び第14条から第17条までの規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存等)

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第2項から第4項までの規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のための必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち重要なものを阪南市指定史跡、阪南市指定名勝又は阪南市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には同条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第36条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可をする場合には、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第13条第2項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

(準用規定)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物には、第6条から第8条まで、第11条、第12条、第16条及び第17条の規定を準用する。

第6章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。

2 土木工事等を行おうとする事業主は、工事の着手に当たって法及び教育委員会が定める基準に基づき、教育委員会に届け出なければならない。

3 何人も、教育委員会が行う法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。

第7章 市選定保存技術

(選定)

第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを阪南市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、当該市選定保存技術の保持者(以下この章において「保持者」という。)(又はその保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この章において「保存団体」という。))を認定しなければならない。

3 市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び第2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除及び前項の規定による認定の解除には、第19条第3項の規定を準用する。

- 4 市選定保存技術について、法第 147 条第 1 項の規定による選定保存技術の選定又は府条例第 62 条第 1 項の規定による大阪府選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第 19 条第 5 項の規定を準用する。
- 6 前条第 2 項の規定による認定が保持者のみについてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡したとき、同項の規定による認定が保存団体のみについてなされた場合にあっては当該保存団体のすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この章において同じ。)又は同項の規定による認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 7 第 2 項の規定による認定の解除又は第 4 項及び前項の規定による選定の解除を受けたときは、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体であったものは、速やかに、市選定保存技術の認定書を教育委員会に返付しなければならない。
- (準用規定)
- 第 40 条 市選定保存技術には、第 20 条、第 21 条及び第 23 条の規定を準用する。

第 8 章 阪南市文化財保護審議会

(設置)

第 41 条 法第 190 条第 1 項の規定により、教育委員会に阪南市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 42 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べる。

(組織)

第 43 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

4 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 44 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 9 章 雑則

(委任)

第 45 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 10 章 罰則

(罰則)

第 46 条 市指定有形文化財を損壊し、棄棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 47 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、損傷し、又は喪失するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年阪南町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

例 言

・本書は、阪南市伝統産業公開活用事業の一環として作成したものである。
この事業は、公益財団法人朝日新聞文化財団の助成を受けて実施した

・本書の企画・編集は、生涯学習推進室 田中早苗、須崎雄一朗があたった

・執筆・挿図作成などには以下のものがあたった
生涯学習推進室 田中早苗、須崎雄一朗、井上祥子、井上 進、島田万帆、
和田旬世

・掲載している指定文化財の収集・聞き取りには以下のものがあたった
生涯学習推進室 田中早苗、上野 仁、須崎雄一朗、三好義三（当時）、
横澤 悠（当時）、山千代明日香（当時）

・阪南市文化財保護審議委員

西山要一	奈良大学名誉教授（平成12年11月～在任中）
広瀬和雄	国立歴史民俗博物館名誉教授（平成12年11月～在任中）
岡田光代	大阪府立大学大学院経済学研究科准教授（平成12年11月～在任中）
高橋平明	公益財団法人元興寺文化財研究所（平成12年11月～在任中）
岡本素治	きしわだ自然資料館館長（平成29年1月～在任中）
伊達仁美	京都造形芸術大学歴史遺産学科教授（平成29年1月～在任中）
里中長治	元岬町教育委員会教育長（平成12年11月～平成28年12月）
原 泰根	近畿民俗学会（平成12年11月～平成28年12月）

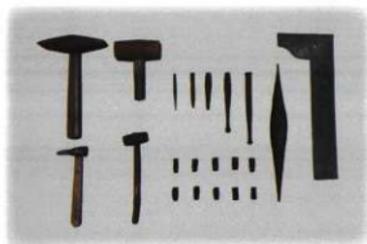
（敬称略・順不同）

阪南市の歴史文化遺産 ～指定文化財を中心に～

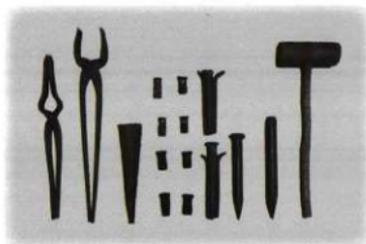
2018年2月26日

発 行： 阪南市教育委員会事務局
生涯学習部生涯学習推進室
大阪府阪南市尾崎町35の1
電 話 072-471-5678(代表)
メール s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

印 刷： 株式会社 近畿印刷センター



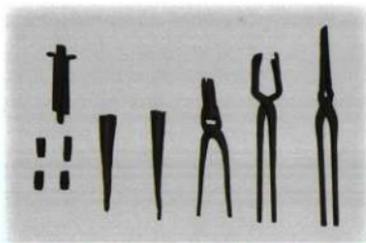
藪本家石工用具



來田家石工用具



重成家石工用具



黒川家石工用具



横田家船大工用具



土手家瓦製造用具



大阪湾南岸のタコツボ漁具



日根郡鳥取郷の製糖用具